

サイクルゲートウェイ整備事業補助金



サイクルゲートウェイ整備事業について

福岡県ではサイクリングを新たな観光資源と位置づけ、地域振興の一環としてサイクルツーリズムを推進しています。そこで、国内外のサイクリストの本県への誘客促進のため、レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能であり、必要な情報や物品が購入できるなど、利用者の快適で安全なサイクリングをサポートする機能が備わったサイクルゲートウェイの整備を促進する事業を行っています。

申請期間

令和7年4月21日（月）から令和8年2月27日（金）

※午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）

補助対象者

市町村、観光協会、
観光関連事業者（飲食店、土産店、観光施設等）
（※政令市に立地する施設は補助対象外）

補助金額

補助率：補助対象経費の1/2以内

補助上限額：1事業者につき30万円

補助対象となる設備

- ・更衣室等着替えスペースを提供するための設備
- ・コインロッカー等荷物預かりサービスを提供するための設備

※「福岡サイクルゲートウェイ」の必須要件を全て満たさない場合は、補助対象外となります。

上記整備を行うとともに、裏面掲載の必須サービスを全て提供可能な施設を「サイクルゲートウェイ」として認定し、ウェブサイト「CYCLE & TRAIL FUKUOKA」に掲載します。（別途、認定申請手続きが必要）

申請方法やサイクルゲートウェイの認定要件については裏面をご覧ください。

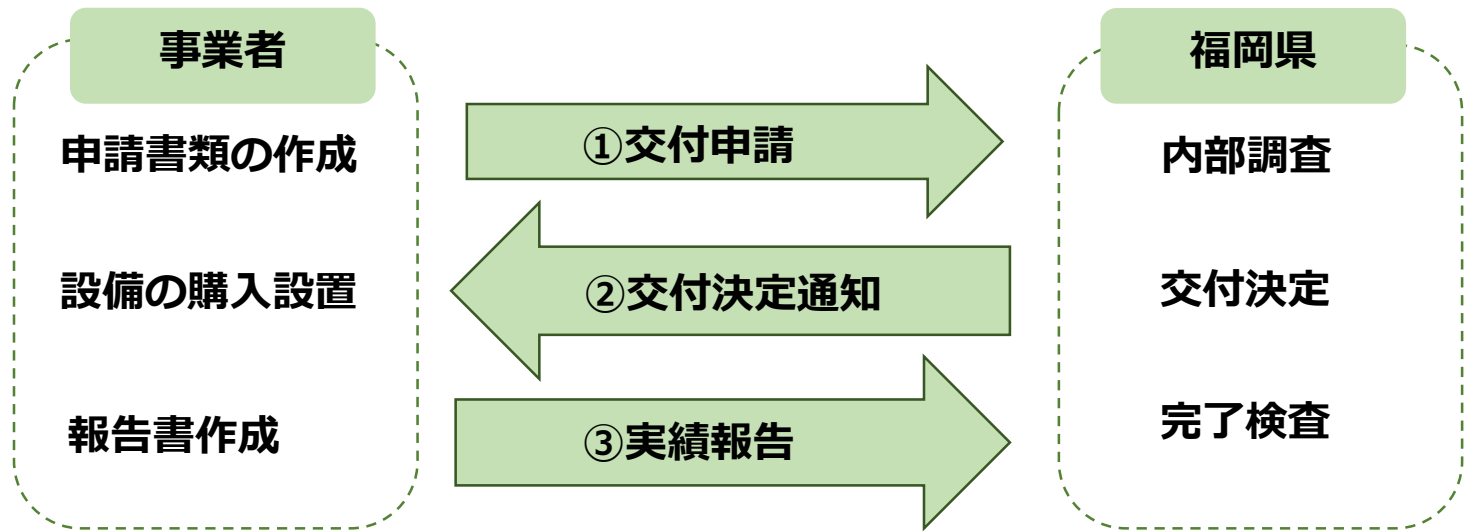
申請方法

- ・ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書（様式第3号）
- ・ その他必要な書類（「実施要領」を参照下さい。）

以下、送付先まで【電子メール又は郵送】でお送りください。

- 電子メール : chiikidukuri@pref.fukuoka.lg.jp
- 郵 送 : 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県商工部観光局観光振興課観光地域づくり係

サイクルゲートウェイ整備事業補助金業務フロー



サイクルゲートウェイの認定要件

<必須サービス>

- ・ レンタサイクル又はシェアサイクルが利用可能
- ・ タイヤチューブ、パーツ等の物品販売
- ・ 手荷物用ロッカーの設置又は預かりサービスの提供

- ・ 着替え用スペースの提供
- ・ フロアポンプ及び工具の貸出

<任意サービス>

- ・ シャワー等の提供
- ・ ゲートウェイまでの自転車運搬サービス
(鉄道・バスなどでの輸送等)
- ・ ゲートウェイと宿泊施設等間での自転車や荷物の託送サービスの提供

- ・ 自転車組み立てスペースの提供
- ・ Wi-Fi環境の提供

〇お問い合わせ先

福岡県商工部観光局
観光振興課観光地域づくり係
岩屋、長野

TEL : 092-643-3446

FAX : 092-643-3431

様式等は福岡県庁ホームページ内で検索

福岡サイクルスタンド整備等補助金について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/cycle-hojo.html>

福岡サイクルスポットの認定について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/cycle-spot.html>

